

仕 様 書

仕 様 書 番 号	4
仕様書作成年月日	令和8年6月10日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 A E 0 0 0 9
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊厚生科
担 当 者	尾形 立二
品 名	台原宿舎2号棟及び3号棟内窓改修役務
数 量 (単 位)	1 (S T)

1 目 的

本仕様書は、台原宿舎内窓改修に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 業務の対象

内装改修の対象施設は、次に掲げる建築物とする。

建 築 物	所 在 地	福島市荒井字台原8-2
	名 称	台原宿舎2号棟、台原宿舎3号棟
	用 途	共同住宅
	構造・規模	R C 造 地上5階
	改修工事の概要	各部屋の北側洋室の内窓及び台所の内窓の改修

3 改修内容

- (1) 室内における木製内窓の改修
- (2) 改修箇所
別紙第1「改修箇所間取り図」
- (3) 改修要領
別紙第2「改修要領」

4 一般事項

- (1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、個人情報を取り扱う業務及び主たる点検業務を除く、業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について業務計画書に明示して委託者に提出するものとする。
- (2) 業務に関連する官公署等への手続き、報告等は発注者が負担・代行すること。
- (3) 業務に伴い個人情報を取り扱う場合には、その旨を申し出るとともに、委託者の指示するところにより「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 高所での作業に際しては、ヘルメット・安全帯を着用する等、安全対策に十分配慮すること。
- (5) 業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損傷を及ぼさないよう注し、万一 損害を与えた場合は直ちに委託者に報告し、その指示に従い修復すること。
また、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。

5 特記事項

- (1) 改修にあたり現地の状況及び仕上げを確認し、同系色の材料を使用すること。
- (2) 塗装や改修等の作業時は養生を施すなど、周辺に跡が残らない処置をすること。
- (3) 役務完了は改修に伴う廃材等の処分（マニフェストの処置）までとする。

6 作業写真

作業写真は使用材料及び作業前・中・後をそれぞれ撮影し、整理して1部を監督官に提出すること。

7 検 査

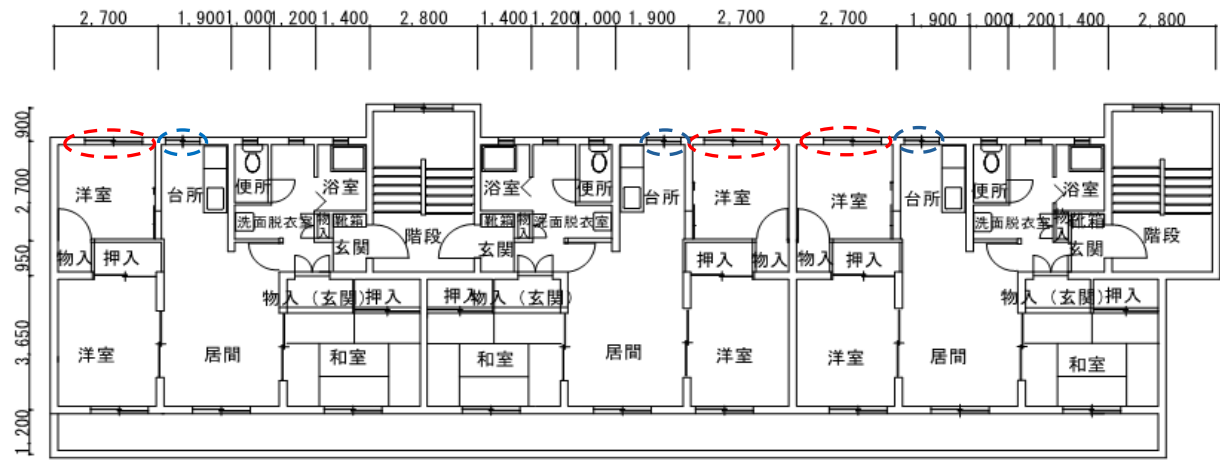
検査は、改修完了後の確認及び書類の点検をもって実施する。

8 提出書類

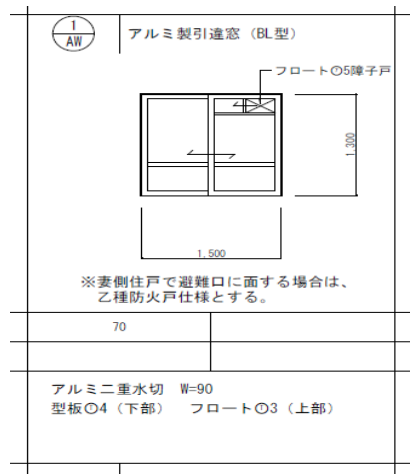
- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 材料検査書
- (5) 作業日報
- (6) 完了届
- (7) 発生材調書
- (8) 作業写真
- (9) その他、監督官が指示するもの。

改修箇所間取り図

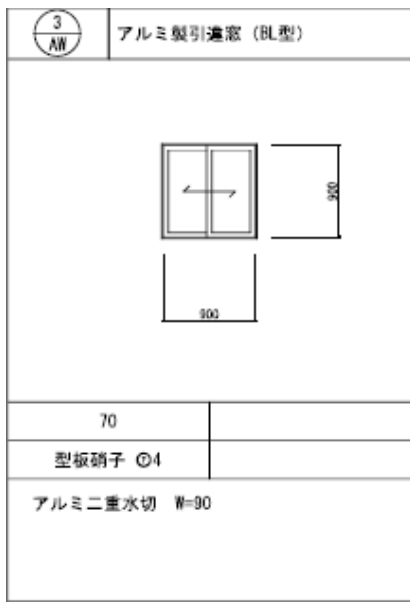
改修箇所 (○) (△)



規格：洋室窓 (○)



台所窓 (△)



改修箇所

台原 2 号棟（1 5 戸）

5 0 3	5 0 2	5 0 1
4 0 3	4 0 2	4 0 1
3 0 3	3 0 2	3 0 1
2 0 3	2 0 2	2 0 1
1 0 3	1 0 2	1 0 1

台原 3 号棟（1 5 戸）

5 0 3	5 0 2	5 0 1
4 0 3	4 0 2	4 0 1
3 0 3	3 0 2	3 0 1
2 0 3	2 0 2	2 0 1
1 0 3	1 0 2	1 0 1

計 3 0 戸（6 0 個所）

改修要領

1 材 料

- (1) 洋室内窓 一般複層ガス入り完成品 (4-11-3)
L I X I L インプラス (1530×1313)
又は同等品以上
- (2) 台所内窓 一般複層ガス入り完成品 (4-11-3)
L I X I L インプラス (930×916)
又は同等品以上

2 仕 様

- (1) 断熱効果を有する材料とし、窓枠の色は周辺を考慮し同系色を基本とする。
役務を開始するにあたり、打ち合わせにより材料等の確認をする。
- (2) 生活する世帯の日程調整が必要であるため、工事期間と入居者の調整を管理人を
交え工程表に反映させる。
- (3) 工事に関する電気及び水の使用は業者の負担とし、会計隊を通じ納入するものと
する。
- (4) その他、工事役務に必要とする資材等は業者が準備することとし、場所等の調整
が必要となるものは監督官と調整する。
- (5) 廃材は処分までとし、マニフェストE票を契約納期までに提出する。